

佐賀県告示第 151 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和 3 年 5 月 14 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
唐津休日歯科診療所	唐津市二夕子一丁目 5 番 1 号	平成 31 年 4 月 1 日
正島脳神経外科	佐賀市鍋島一丁目 3 番 10 号	〃
福田脳神経外科病院	佐賀市本庄町本庄 1236 番地 2	〃
みふね薬局	武雄市武雄町武雄 5698-2	〃
ならざき薬局	唐津市原 1043-6	〃
訪問看護ステーション デューン武雄	武雄市武雄町富岡 8525 番地 1 中号	〃
カーネル先生の診療所	佐賀市川副町鹿江 221 番地 5-1	〃
訪問看護・リハビリス テーション福祿寿	佐賀市長瀬町 5-12 2 F	〃
溝上薬局医大通り店	佐賀市鍋島 1-4-26	〃